

提案書作成要領

本事業における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

横浜都心部コミュニティサイクル事業

2 事業の内容

事業説明資料のとおり

3 提案者の資格

- ・平成 25 年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録された者として。
(一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、提案書提出時までに入札参加資格審査に申請し、協定締結までに名簿に登録されることが必要です。)

※入札参加資格審査申請については、「ヨコハマ・入札のとびら」参照。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

- ・公益法人、営利法人、特定非営利活動法人等の法人として。ただし、一事業者に限らず、複数事業者の連合体での応募も可能とし、その場合は、代表となる法人からの応募とします。

4 参加意向申出書（様式 1）の提出

本要領等に基づきプロポーザル提出の意思について、次により提出をお願いします。

- (1) 提出期限 平成 25 年 11 月 11 日（月）12 時 00 分まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市都市整備局都市交通課 担当 石原、三川
〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
電話：045-671-3512、FAX：045-663-3415
メールアドレス：tb-cycle@city.yokohama.jp
- (3) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を必ず行って下さい。また、郵送の場合は書留郵便とし、11 月 9 日（土）の消印までを有効とします。）

5 提案資格確認の通知および提出要請書の送付

市は、参加意向申出書を提出した者について、提案者の資格を満たす者であるかを確認し、11 月 18 日（月）までに、提案資格の確認の結果を参加資格確認結果通知書により通知し、提出要請書を送付します。

6 質問書（様式 2）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式 2）の提出をお願いします。質問内容及び回答について参加意向申出者のうち提案資格を満たす者全員に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 平成 25 年 11 月 25 日（月）12 時 00 分まで（必着）
- (2) 提出先 4 (2) と同じ

- (3) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を必ず行って下さい。また、郵送の場合は書留郵便とし、11月23日（土）の消印までを有効とします。）
- (4) 回答送付日 平成25年12月2日（月）までに電子メールにより回答します。
及び方法

7 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式4～6）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさはA4版縦とします。
- (3) 提案については、次の項目の内容を記載して下さい。
- ア 応募主体の概要およびコミュニティサイクル業務実績（様式4）
 - イ 事業実施方針について（様式5）
事業の実施方針を都心部活性化への寄与、低炭素化の寄与の観点について記載して下さい。
 - ウ 事業計画書（様式6）
 - ①事業概要
 - ②事業規模（ポート数・配置、自転車台数、利用可能時間等）
 - ③料金、付帯事業、収支（料金体系、付帯事業内容、収支計画等）
 - ④運営方法（運営体制、交通ルール・マナー啓発、放置自転車対策への寄与等）
 - ⑤利用方法（登録方法、貸出・返却方法等）
 - ⑥ポート・自転車の仕様（ポート・自転車のデザイン、メンテナンス方法等）
 - ⑦その他（事業に対する独自の提案や利用者の意見の反映等）
- (4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意して下さい。
- ア 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさと記述して下さい。
 - イ 多色刷りは可としますが、評価のため、様式6(5)を除きモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。
 - ウ 公平な審査を行うため、提案内容（様式4の事業実績、様式5、様式6）には提案者名を記載しないようお願いします。
 - エ 提案内容の記載スペースが足りない場合は、回答欄を大きくすることは構いませんが、ページ数が増える場合は評価しやすいうように、ページ数を●-1、●-2などとしてください（例：6ページの回答が複数ページとなる場合は、6-1、6-2とする。）。ただし、様式4～6全体で20ページ以下となるようにしてください。
 - オ 模型（模型写真含む）の使用は認めません。

8 提案書の提出

- (1) 提案書の提出
- ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部）および電子データ（PDF形式、CD-R等）
 - イ 提出先 4(2)と同じ
 - ウ 提出期限 平成25年12月12日（木）12時00分まで
 - エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、12月10日（火）の消印までを有効とします。）
- (2) その他 所定の様式以外の書類については受理しません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 平成 25 年 12 月下旬
- (2) 実施場所 横浜市役所
- (3) 出席者 3 名以下として下さい。
- (4) その他 日時、場所等詳細については別途お知らせします。

10 審査委員会

本プロポーザルの実施及び選定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	横浜都心部コミュニティサイクル 事業者選定委員会	横浜都心部コミュニティサイクル事業 プロポーザル評価委員会
所掌 事務	プロポーザルの実施、事業候補者の 選定に関する事	提案書の評価、ヒアリングの実施に関する事
委員長	都市整備局 局長	都市整備局 副局長
委員	都市整備局 副局長 都市整備局 企画部長 都市整備局 都市交通部長 都市整備局 都心再生部長 都市整備局 地域まちづくり部長 都市整備局 市街地整備部長 都市整備局 総務課長 財政局 契約第二課長	温暖化対策統括本部 プロジェクト推進課長 政策局 共創推進課長 文化観光局 観光振興課集客推進担当課長 道路局 交通安全・放置自転車課長 都市整備局 総務課長 都市整備局 都心再生課長 都市整備局 みなとみらい 21 推進課長 都市整備局 景観調整課長 都市整備局 都市交通課都市交通経営担当課長

11 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。
 - ク ヒアリングに出席しなかった者。
- (3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (5) プロポーザルの取扱い

- ア 提出された書類の著作権は応募者に帰属します。本市はプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- イ 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- オ 提出された書類は返却しません。

(6) その他

- ア プロポーザルのために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- イ プロポーザルは事業候補者の選定を目的に実施するものであり、本事業については必ずしも提案内容どおり実施されるものではありません。
- ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。